

シリーズ：子どもの権利 No.59 第4条「子どもの意見表明と参加」にせまった研究授業 その1

泉南市の保幼小中で構成された泉南市人権教育研究協議会の研究部会で、絵本「おこだでませんように」（くすのきしげのり作）を教材に研究授業を行いました。「ぼくはいつもおこられる。いえでもがっこうでもおこられる」という書き出しで始まる絵本の登場人物の思いを考えながら、市内の小学5年生が意見を出し合いました。

●怒られないためには、子どもが頑張らなくてはならない？

子どもたちから「主人公は怒られないように頑張らないといけない」という意見が出ました。しかし、子どもだけが頑張らないといけないのではなく、意見を言えるだけの雰囲気作りや、子どもの言うことを最後まで聞く大人の姿勢が大切だということが話し合われました。

●子どもが発言しやすい雰囲気作りとは？

授業者は子どもが言った言葉を復唱して発問へとつなげ、先に出た意見に同じですと「手を挙げる」ことも一人

一人の大切な意見として受けとめました。「わからない」「思いつかない」という意見に対しても、そこに込められる子どもの思いを探ろうとする大人の関わりが、子どもの安心感や信頼関係づくりに結びつくと考えられます。

子どもの権利条例第4条「子どもの意見表明と参加」には、すべての子どもは家庭、学校園所、地域などで、自分に関係することについて、意見を表明したり表現したりすることでその社会の一員として参加することができる、とうたわれています。聞く側も、意見表明を子どもの権利として積極的に受け入れ、子どもの最善の利益をめざしましょう。

【問合せ】泉南市子どもの権利に関する条例事務局

(人権教育課 ☎ 483-3672 / FAX483-7306 / e-mail: jinkenkyouiku@city.sennan.lg.jp)